

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

資料8

令和 4 年 9 月 30 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市JR播但線団体利用促進補助金	担当部課	企画総務部 総合政策課			
補助要綱	朝来市JR播但線団体利用促進補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	30.暮らしを豊かにする公共交通の確保	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	鉄道利便性向上事業	R 2	2 年	R 4		

1.事業概要

補助の目的	JR播但線の存続に向けた利用促進及び市民のマイレール意識の醸成を図る。		
補助が必要な理由	JR播但線の利用者が減少していることから、出張・旅行などの団体利用に対して補助を行うことで、利用促進につながる。		
補助対象者	市内に住所を有する者により構成された10人以上の団体。(市が主催する事業又は学校行事、若しくは公的な金銭の支給がある場合の利用は除く)		
補助対象事業	団体(10人以上)でのJR播但線乗車区間(和田山～姫路)利用での乗車券購入費用。		
補助率／補助額	1/2	上限額	1,340円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 団体促進補助金を活用した播但線利用者数		0	0	75	4	75
②						
補助額		0	0	100,500	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	100,500	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数		0	0	5	—	—
実績報告書				—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	③市内に住所を有する者により構成された10人以上の団体が対象であり、市の徴収金の完納規定はなじまない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	和山山駅～姫路駅のJR普通運賃
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	過去2年間の実績は無かった
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	改正	JR播但線の存続に向けた利用促進及び市民のマイレール意識の醸成を図るために必要な補助制度である。しかしながら、コロナ禍もあり10人以上の団体利用という補助の人数要件が制度の活用を妨げていたことから、人数要件を緩和する制度改正を令和4年度中に行う。
2次	継続	既に補助要件について、①10人以上から4人以上の団体利用に、②JR各駅券売機で購入した場合も補助対象にする等の要件緩和及び、③令和12年度までの補助制度延長を実施しているため、引き続き、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助事業	担当部課	危機管理部 防災安全課			
補助要綱	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金			
	25.日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	消防団活動事業	R 3	1 年	R 11		

1.事業概要

補助の目的	朝来市消防団員の準中型免許の取得及びオートマチック車限定解除に係る経費を補助することにより、消防団員の確保、育成及び災害現場等への迅速な出動を図る。				
補助が必要な理由	平成29年の免許制度の改定やオートマチック車限定免許取得者の増加により、新たに入団した消防団員が所属分団等の消防車両が運転できない事案が生じているため、地域の消防力を維持する必要がある。				
補助対象者	朝来市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱第4条に規定する消防団員				
補助対象事業	補助対象者が準中型免許の所得及びAT限定解除のために要する経費 (1) 教習所の入所に要する経費 (2) 教習所において準中型自動車運転免許等取得に要する経費 (3) 教習所に入所後初回に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費				
補助率／補助額	(1) 準中型免許の取得 補助対象経費の合計額 (2) AT限定解除 補助対象経費の合計額の1/2	上限額	(1) 160千円 (2) 26千円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 消防体制が充実していると感じる市民の割合	51.4	48.2	50.9	50.2(R1~R3平均)	6	50.2(R1~R3平均)
②						
補助額			147,470	636,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	147,470	636,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			1	9	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼす可能性がある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	×	「準中型免許の取得」は、限度額のみが設定されている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	道路交通法の改正により、消防車両を運転することができない団員が消防団に在職している。消防活動に支障が生じることが予想されるため、運転免許取得に係る費用を補助することにより、有事の際の消防活動の円滑化及び消防団員の確保を図る。また、消防団からの公的支援の要望もあることから、継続して実施する必要がある。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	一般不妊治療費助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市一般不妊治療費助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	R 3	1 年	R	

1.事業概要

補助の目的	少子化対策として、一般不妊治療にかかる費用についても一部助成し、不妊症の早期発見、治療を促進するとともにその経済的な負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する。				
補助が必要な理由	不妊治療は、妊娠、出産するまで、あるいは治療をやめる決断をするまで続き、医療機関への頻回な受診等、身体的な負担に加え、精神的・経済的にも負担が大きくかかる。相対的に所得が低い若い世代の夫婦が早期に必要な治療を受けやすい環境とするために経済的な負担軽減を図ることが必要である。				
補助対象者	次の要件をすべて満たす者とする。 (1)法律上の夫婦または事実婚の夫婦であり、当該検査を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること (2)医療保険に加入していること (3)当該助成に係る治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること (4)申請に係る治療について、他の自治体を実施する不妊治療の助成を受けていないこと (5)市税等市の徴収金を滞納していないこと				
補助対象事業	一般不妊治療に要した費用の自己負担額に対し、一部を助成する。				
補助率／補助額	1年度(1月1日から12月31日を1年度とする)につき、助成対象経費の1/2(上限額あり)	上限額	1年度につき6万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生ま育てることができる(%)」20~40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	11	51.7
②						
補助額			377,587	840,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	377,587	840,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			13	14	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	当該事業により経済的な負担の軽減を図ることは、妊娠を希望する夫婦が安心して治療を受けることが出来るため、少子化対策として、直接的な出生数の増加にもつながることから継続実施が必要である。令和4年度から、人工授精が保険適用となっているため、治療費に対する自己負担額の実態把握や事業実績から制度内容の見直しも行っていく。
2次	改正	治療方法の保険適用等、国県の動向に併せて、必要な改正を行うこと。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	不妊治療ペア検査助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市不妊治療ペア検査助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	19.地域みんなで安心できる子育て環境の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	不妊・不育症治療費助成事業	R 3	1 年	R	

1.事業概要

補助の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊に悩む夫婦が早期受診し、不妊症の早期発見、早期治療を促進する。 ・保険適用外となる不妊検査に要する費用の経済的な負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する。 		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊に悩む夫婦が早い段階で検査を受けることができ、不妊症の早期発見、治療が促進される。 ・不妊治療ペア検査費助成事業は、子どもが欲しいと願う夫婦の経済的な負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる環境づくりをすすめることにつながる。 		
補助対象者	<p>次の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1)法律上の夫婦または事実婚の夫婦であり、当該検査を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること</p> <p>(2)医療保険に加入していること。</p> <p>(3)当該助成に係る検査を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること</p> <p>(4)夫婦そろって受診した者(やむを得ず夫婦別で受診し、妻と夫の初回受診の間隔が1か月以内の場合は可)</p> <p>(5)前年(申請日が1月から5月までの場合は、前々年)の夫婦合算の所得額400万円未満であること</p> <p>(6)申請に係る検査について、他の自治体を実施する不妊の検査の助成を受けていないこと</p> <p>(7)市税等市の徴収金を滞納していないこと</p>		
補助対象事業	<p>対象者が医療機関で受けた保険適用外の不妊治療ペア検査に要した費用(夫婦1組につき1回限り)</p> <p>※兵庫県の補助事業の不妊治療ペア検査助成事業に基づき実施</p>		
補助率／補助額	保険適用外の不妊治療にかかる検査費用に対し、7/10を助成	上限額	設定なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 市民アンケート「安心して子どもを生み育てることができる(%)」20~40歳代	48.9	46.8	47.7	48.2	11	51.7
②						
補助額			0	315,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				157,000	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	158,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	50.2%	—	—
補助件数			0	15	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	①兵庫県の不妊治療ペア検査助成事業実施要綱に基づき実施
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実施期間の規定無し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	不妊の検査については、目的・種類によって保険適用、自費診療となるものがあり、費用の積算根拠を想定ができず、上限額の設定は困難である。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度であり、比較ができない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	不妊の検査にかかる費用を一部助成し、不妊症の早期発見、治療を促進するとともにその経済的な負担の軽減を図ることは、少子化対策として、また安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進することにつながるため継続実施が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	骨髄等移植ドナー支援事業助成金	担当部課	健幸づくり推進課		
補助要綱	朝来市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金		
	22.安心できる医療体制の充実	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	保健対策推進事業	R 3	1 年	R	

1.事業概要

補助の目的	公益財団法人日本骨髄バンクが骨髄バンク事業を行う場合に、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者に対し、助成金を交付することによって、ドナーの経済的な負担の軽減を図り、もって骨髄等の移植の推進に寄与することを目的とする。				
補助が必要な理由	骨髄等の移植及び骨髄等の提供希望者の登録の推進に寄与し、医療体制の充実を図るため。				
補助対象者	骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業においてドナーとなった者で、骨髄等を提供した日が令和3年4月1日以降であり、かつ、骨髄等を提供した日及び助成の申請日において市内に住所を有しているドナー				
補助対象事業	以下に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談 (1) 健康診断のための通院 (2) 自己血貯血のための通院 (3) 骨髄等の採取のための入院 (4) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談				
補助率／補助額	補助対象事業の日数に2万円を乗じた額	上限額	1回の提供につき20万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 朝来市ドナー登録会での登録者数			2	1	11	1
②						
補助額			0	200,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				100,000	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	100,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	50.0%	—	—
補助件数			0	1	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県 の 要 綱 に 準 じ て 実 施
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実 施 期 間 の 規 定 無 し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令 和 3 年 度 か ら の 制 度 で あり、比 較 が でき ない
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	ドナー登録者の確保を推進し、ドナーの経済的な負担の軽減を図り、骨髄等を提供しやすい環境を整備していくためには、県が推進するよう本市も継続実施が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 5 日

区分	既存
----	----

補助事業名	がん患者医療用補整具購入助成金	担当部課	健幸づくり推進課			
補助要綱	朝来市がん患者医療用補整具購入助成金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	4.誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	分類	個人補助金			
	23.こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	がん対策事業	R 3	1 年	R		

1. 事業概要

補助の目的	がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入に要する費用の一部を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図る。				
補助が必要な理由	がん医療の進歩により、継続的に治療を受けながら日常生活を送る患者が増加し、治療過程で起こりうる脱毛や乳房切除など外見変貌が患者の悩みの多くを占めている。がん治療に伴う外見変貌を補完する補正具の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的負担を軽減と共に、就労等社会参加の促進、療養生活の質の維持向上及び経済的負担の軽減を図ることができる。				
補助対象者	次の項をすべて満たす者 (1) 助成の申請日において市内に住所を有している者、(2) がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者、(3) 助成対象補整具を当該年度中に購入した者、(4) 助成対象補整具を購入した者の区分に応じ、前年の所得額(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第3条に定める所得額をいう。)の要件を満たす者、(5) 対象補整具の購入に要する費用について、他の自治体から同種の助成を受けていない者、(6) 市税等市の徴収金を滞納していない者				
補助対象事業	(1) 医療用ウィッグ がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する医療用のもの(装着時に皮膚を保護するネットを含む。)。ただし、付属品及びケア用品を除く。 (2) 乳房補整具 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着(当該下着とともに使用するパッドを含む。)又は人工乳房(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。)のいずれかとする。 補正具は、助成対象者1人につき、それぞれ1台限りとする。ただし、両側乳がんによる人工乳房については、この限りでない。				
補助率/補助額	対象補整具の購入に要した費用(購入のために要した交通費及び郵送費等を除く。)の額	上限額	(1) 医療用ウィッグ 5万円 (2) 乳房補整具 次のいずれかの額とする。 ア 補整下着 1万円、イ 人口乳房 5万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 助成延べ人数			5	8		
②						
補助額			201,300	320,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金		100,000	160,000	—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	101,300	160,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	50.3%	50.0%	—	—
補助件数			5	8	—	—
実績報告書			○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県 の 要 綱 に 準 じ て 実 施
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	実 施 期 間 の 規 定 無 し
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令 和 3 年 度 か ら の 制 度 で あり、比 較 が で き な い
	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
運営費補助	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	がんは2人に1人が罹ると言われる中、県における新規がん患者登録数も増加し、治療を受けながら社会生活を営む者は増加することが予測される。がん治療に伴う外見変貌は、心理的負担が大きいものであり、心理的負担の軽減、就労等社会参加の促進、療養生活の質の維持向上等のためには、継続が必要である。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市街なか活性化補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市街なか活性化補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市街なか活性化事業	R 2	2 年	R 6	

1.事業概要

補助の目的	街なかエリアとして生野地域、山東地域及び朝来地域の中心駅や各支所庁舎の周辺といった中心的なエリアを指定し、このエリアの空き家、空き店舗を活用して、新たに事業を始める事業者に対し補助を行うことで、各地域のにぎわいづくりや、活性化を図る。				
補助が必要な理由	○初期投資費用の補助を行うことにより起業を促進する ○新規出店した店舗の来客者をその周辺店舗にも誘導することにより地域経済の相乗効果を図る ○市内の空き家、空き店舗の減少				
補助対象者	個人又は法人				
補助対象事業	街なかエリアの空き家、空き店舗を利用して開業する事業者に対して補助金を交付する ○店舗改装費等補助 …補助対象経費の2/3以内、最高1,400千円(1回限り) ○店舗賃借料等補助 …店舗賃借料の2/3以内、最高50千円/月(2年間) …店舗買取費用の2/3以内、最高1,200千円(1回限り)				
補助率／補助額	改装費等補助…改装費の2/3以内 賃借料等補助…賃借料の2/3以内 …買取費用の2/3以内	上限額	改装費等補助…最高1,200千円(1回限り) 賃借料等補助…賃借料の内最高100千円/月(2年間) …買取費用の内最高2,400千円(1回限り)		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 新規出店数		1	1	1	4	1
②						
補助額		1,400,000	1,796,000	1,859,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	1,400,000	1,796,000	1,859,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		1	2	3	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	時限補助制度であり、集中的に事業を行うため補助率を2/3としている
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	にぎわい創出事業や和田山駅前活性化事業を参考に限度額を設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	年間1件の申請に留まっている
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	コロナ禍であるものの、にぎわい創出事業の利用が一定してある中で、街なか活性化事業については利用が伸びず需要が少ないことから制度期限である令和4年末で廃止とする。
2次	廃止①	判定結果に基づき、令和4年度末で廃止とすること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市サテライトオフィス等開設補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市サテライトオフィス等開設補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	サテライトオフィス等開設支援事業	R 3	1 年	R 8	

1.事業概要

補助の目的	サテライトオフィス等の開設を支援することにより、本市の特性を活かした新たな働き方への取り組みと本市への移住を促進する。		
補助が必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の空き公共施設又は空き家を活用してサテライトオフィス等を開設する事業者が増えまちに賑わいが生まれる ○企業の進出により雇用の促進に繋がる ○事業用地として空き家を活用することにより空き家の解消を図ることができる ○進出企業の技術を活用し、官民連携の地域課題解決モデルを構築することができる ○市内外企業のマッチングを図ることにより、生産拡大効果が期待できる 		
補助対象者	個人又は法人		
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○サテライトオフィス等開設補助金 空き家等を活用してサテライトオフィス等を開設する事業者に対して必要な経費を支援する 改装費…県随伴補助の場合:1/4 1,000千円(1回限り) 市単独補助の場合:2/3 3,000千円(1回限り) 事務機器取得費…県随伴補助:1/4 250千円(1回限り) 市単独補助:2/3 750千円(1回限り) 建物賃借料…県随伴補助:1/4 25千円/月(3年間) 市単独補助:2/3 75千円/月(3年間) 通信回線使用料…県随伴補助:1/4 25千円/月(3年間) 市単独補助:2/3 75千円/月(3年間) 地域課題解決事業支援費…市独自補助:1/2 500千円/年(3年間) 事業所引越費用支援費…市独自補助:1/2 200千円(1回限り) 移住者生活支援費…従業員1人につき定額100千円(1回限り) 		
補助率/補助額	上記補助対象事業を参照	上限額	上記補助対象事業を参照
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① サテライトオフィス等開設事業者			0	2	5	2
②						
補助額			0	5,149,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	5,149,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数			0	2	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県のIT戦略推進事業は市の随伴義務制度であるが、市内の空き家解消、経済の活性化の為、県制度を受けていない場合でも、市単独で同様の補助を受けられるよう補助率を2/3とした
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	県のIT戦略推進事業の随伴補助の場合と市単独補助の場合の事業者への補助総額が同額となるように設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	令和3年度からの制度のため比較対象なし
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	企業の働き方が変容をみせつつある中で、ワーケーションやコワーキングスペース等の需要が高まりを見せたが、今後において、どのような形態のオフィスに需要があるのかを見極める必要がある。市からの周知のみならず、市内の不動産事業者に対しても制度の周知を依頼し、空き施設への事業所の開設を目指す。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	朝来市住宅リフォーム工事補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市住宅リフォーム工事補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業		
	7.内発的な経済循環と多様な働き方の創出	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	住宅リフォーム助成事業	R 2	2 年	R 4	

1.事業概要

補助の目的	市内産業の活性化及び雇用の創出を図るとともに、市民の住環境の向上を図る。		
補助が必要な理由	○市内事業者の受注機会の増加による経済循環の促進 ○市民の住環境を向上させ快適な生活環境の創出		
補助対象者	市民		
補助対象事業	○住宅リフォーム助成事業 市内事業者を活用して住宅リフォームを行う市民に対し、改修工事に係る経費の一部を助成する 補助対象経費：自己が所有し、住んでいる市内の住宅で20万円以上を要する補助対象工事にかかる経費 ※マンション等は個人専有部分、店舗等併用住宅は住居部分のみ 補助率(限度額)：補助対象経費の1/10(限度額10万円)		
補助率／補助額	補助対象経費の1/10	上限額	10万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 補助により実施された工事件数		160	155	160	4	160
② 補助により実施された総工事費		162,361,626	139,142,208	160,000,000	4	160,000,000
補助額		9,826,000	9,424,000	10,000,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	9,826,000	9,424,000	10,000,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数		160	155	160	—	—
実績報告書		○	○	—	—	—

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること		
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	新型コロナや原油価格高騰等の影響により工事代金が上がり施工件数の減少が考えられることから、消費者支援、事業者支援の両方の観点から事業を継続していく必要があると考える。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	新設
----	----

補助事業名	破損空家等除去支援補助金	担当部課	都市整備部 都市政策課		
補助要綱	朝来市破損空家等除却支援補助金交付要綱	根拠法令			
総合計画体系	5.市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	分類	個人補助金		
	24.自然を守り暮らしと産業を創造する土地利用の推進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	空家等対策事業	R 2	2 年	R 4	

1.事業概要

補助の目的	朝来市空家等対策計画(平成30年3月策定)に基づく空家等の適切な管理の促進により、空家等活用の見込みが乏しい腐朽及び破損のある空家等について早期に除却を促し、もって周辺への生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐとともに、健全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。		
補助が必要な理由	不良住宅等除却支援事業の対象外となった破損空家等について、老朽危険空家等になる前に除却を促し、周辺住民及び周辺環境への悪影響等を未然に防ぐ必要がある。		
補助対象者	対象住宅の登記事項証明書等に所有者として登録されている者		
補助対象事業	対象住宅の除却(家財道具、機械、車両等の処分に係るもの及び地下埋設物(浄化槽等)に係るものを除く。)に係る工事に要する費用		
補助率／補助額	1/5	上限額	400,000円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 破損空家対象件数			3	2	4	2
②						
補助額			960,000	800,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	960,000	800,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	100.0%	—	—
補助件数			3		—	—
実績報告書			○	—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること		
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること		
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること		
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること		
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること		
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと		
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと		
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)		
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること		国制度及び他の地方公共団体を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること		
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること		
	運営費補助	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと	
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること		
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	継続	平成28年度約800件であった空家数が令和2年度約1,600件と倍増しており、近隣住民及び地区からの苦情、要望が増加している。 国制度(不良住宅等除却支援事業)で対象外となった空家への早期除却を促すことが図られ、申請者の増加が見込まれるものである。
2次	継続	判定結果に基づき、適正な運用を図ること。
外部		
最終		

(様式1)

補助金等評価書

作成・更新日

令和 4 年 10 月 6 日

区分	既存
----	----

補助事業名	日本オオサンショウウオの会・朝来大会実行委員会補助金	担当部課	教育委員会事務局 文化財課			
補助要綱	日本オオサンショウウオの会・朝来大会実行委員会補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	2.人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	分類	事業費補助金ソフト事業			
	11.人の営みとともにある自然との共生	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	天然記念物保護活用事業	R 2	年	R		

1.事業概要

補助の目的	日本オオサンショウウオの会・朝来大会を開催することにより、市外からの参加者はもとより、地域住民の自然環境への理解と保全への意識啓発を高めていく。				
補助が必要な理由	市が進めている、オオサンショウウオが棲む自然環境が豊かなまちづくりに向けて、豊かな自然を持続・継続していくための啓発が必要である。				
補助対象者	市民を含む大会参加者				
補助対象事業	第17回日本オオサンショウウオの会・朝来大会(R4.6.17~6.19) ・国際シンポジウム ・記念対談、研究発表、現地見学				
補助率／補助額	予算の範囲内	上限額	1,500,000		
上乗せ補助がある場合の根拠					

2.費用対効果(単位:円)

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標	
	実績	実績	実績	計画	年度	計画
① 大会の参加者				400	4	400
②						
補助額				1,500,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	0	0	1,500,000	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	100.0%	—	—
補助件数				1	—	—
実績報告書				—	—	—

3.団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

評価項目		1次	2次	特記事項	
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が見込めること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること (補助対象者の生存権の保障に支障を及ぼすおそれがある場合を除く。) ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	大会開催のみの目的で設置した任意団体であるため ③にはそぐわない
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	当初の実施計画では300万円の予算であったため、その1/2以内として150万円とした
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	×	×	コロナウイルス感染拡大の状況によっては延期する可能性もあったため、終了期間を設けなかった
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	大会予算書に基づくもの
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	×	×	開催市は持ち回りのため、令和4年度のみの実施となるため
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと 適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること 事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	廃止①	令和4年6月開催の大会では、全国だけでなく多くの市民の参加もあり、朝来市の貴重な自然環境への理解と保全への意識啓発を高めることができた。開催市の責務を果たすことができたため、補助要綱は令和4年度末をもって廃止とする。
2次	廃止①	判定結果に基づき、令和4年度末で廃止とすること。
外部		
最終		